

【かぎん生体認証 IC キャッシュカード特約】

※2024 年 4 月より、生体認証 IC キャッシュカードの新規発行・再発行の取扱いを終了しております。

※2024 年 10 月より、生体情報登録（新規・変更・削除）の取扱いを終了しております。

※2025 年 4 月より、ATM での生体認証の取扱いを終了しております。

2022 年 4 月 1 日 現在

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、生体認証 IC キャッシュカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、かぎんキャッシュカード規定（個人用）、かぎん IC キャッシュカード特約の一部を構成するとともに、同規定、同特約と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関しては、かぎんキャッシュカード規定（個人用）、かぎん IC キャッシュカード特約が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、かぎんキャッシュカード規定（個人用）、かぎん IC キャッシュカード特約の定義に従います。

2. (生体認証)

生体認証とは、当行との間の銀行取引について預金者本人であることの確認手段のひとつとして用いる認証方式のことをいいます。具体的には IC チップ提供機能および生体認証機能を搭載した IC カード（以下、「認証用カード」といいます。）上の IC チップに本人の手指静脈パターンの情報（以下、「手指静脈情報」といいます。）を記録した IC カード（以下、「生体認証 IC キャッシュカード」といいます。）を当行所定の機器により手指静脈情報と照合すること（以下、「生体認証情報の照合」といいます。）により認証を行います。

3. (生体認証対象口座)

- (1) 生体認証 IC キャッシュカードは、当行所定の預金口座（以下、「生体認証対象口座」といいます。）についてのみ利用できます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録する場合は、当行所定の窓口に当行所定の書面により届出てください。

4. (認証用カード・手指静脈情報の登録)

- (1) 生体認証対象口座について、生体認証 IC キャッシュカードの申込みがあった場合、当行は本人の手指静脈情報の登録可能な IC チップを搭載した認証用カードを当行所定の方法により交付します。
- (2) 認証用カードの交付を受けた後、当行所定の窓口にて当行所定の方法により、認証用カードの IC チップ内に手指静脈情報の登録を行ってください。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類等を提出するものとします。
- (3) IC チップ内に手指静脈情報の登録を行っていない認証用カードはご利用できません。
- (4) 登録された手指静脈情報の変更、削除を行う場合は、当行所定の方法によって当行に届出てください。当行は本人であることを確認したのちに行います。

5. (生体認証情報・生体認証情報の照合)

- (1) 手指静脈情報および生体認証 IC キャッシュカードの IC チップ内に登録された本人の手指の静脈パターン情報（以下、「手指静脈の登録情報」といいます。）を総称して、生体認証情報といいます。
- (2) 当行は生体認証 IC キャッシュカードを使用し、当行所定の機器により、手指静脈情報と手指静脈の登録情報とを照合する（以下、「生体認証情報の照合」といいます。）ものとします。

6. (生体認証情報の照合の利用範囲)

- (1) 生体認証 IC キャッシュカードの生体認証情報の照合は、この照合が可能な当行所定の ATM・振込機（以下、総称して「生体 IC キャッシュカード対応 ATM 等」といいます。）で当行所定の取引に利用できます。
- (2) 生体 IC キャッシュカード対応 ATM 等にて生体認証 IC キャッシュカードを利用される場合には、当行は生体認証 IC キャッシュカードの暗証の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を

行い、その同一性を確認したうえで取扱いをいたします。

- (3) 生体認証ICキャッシュカードを提携先のATM・振込機で利用する場合には、そのATM・振込機で生体認証情報の照合が可能であれば当行所定の取引に利用でき、生体認証情報の照合が不能の場合には、ICキャッシュカードもしくはキャッシュカードとしての利用となります。
- (4) 当行が必要と認める場合には、お取引の種類や状況に応じて生体認証ICキャッシュカードと暗証番号等により、本人であることを確認する手段として併せて使用するものとします。ただし、生体認証情報または暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故により生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

7. (1日あたりの払戻限度額)

当行は、当行および提携先のATM・振込機を利用した1日あたりの限度額について、下記のとおりそれぞれ定めるものとします。

- ① 生体認証ICキャッシュカードの生体認証情報の照合を利用した生体ICキャッシュカード対応ATM等での預金払戻しについて、1日あたりの限度額を定めるものとします。
- ② 生体認証ICキャッシュカードをICチップ提供機能および手指静脈情報を利用しない預金払戻しについての1日あたりの限度額は、かぎんキャッシュカード規定（個人用）に従うものとします。
- ③ 生体認証ICキャッシュカードを手指静脈情報で利用しない預金払戻しについての1日あたりの限度額は、かぎんICキャッシュカード特約に従うものとします。

8. (カード発行手数料)

生体認証 IC キャッシュカード発行（再発行を含みます。）にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。

9. (カード再発行時の手続き)

生体認証 IC キャッシュカードの喪失、汚損、破損、使用不能、種類変更等により新たな認証用カードの発行を受けた場合は、旧い生体認証 IC キャッシュカードを当行の窓口に戻却（喪失の場合を除きます。）するとともに、すみやかに前記「4.（認証用カード・手指静脈情報の登録）」により手指静脈情報の登録を行ってください。この登録が完了するまでの間は、新たな認証用カードについては取引できません。

10. (代理人によるカードの利用)

- (1) かぎんキャッシュカード規定（個人用）「9.（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）」に基づき、当行は代理人のための認証用カードを発行します。
- (2) 代理人により認証用カードに手指静脈情報の登録を行う場合は、代理人の認証用カードのICチップに代理人の手指静脈情報を登録する必要があります。その場合の手続きは前記「4.（認証用カード・手指静脈情報の登録）」に準じます。
- (3) 代理人に発行する生体認証 IC キャッシュカードではATMによる定期預金解約は取り扱えません。
- (4) 代理人の生体認証 IC キャッシュカードの利用についても、この特約を適用します。

11. (振込カード機能)

- (1) 当行の生体 IC キャッシュカード対応 ATM 等において振込を依頼する場合には、生体 IC キャッシュカード対応 ATM 等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、振込情報を当行所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障した場合には復元できません。また、生体認証 IC キャッシュカードを再発行する場合には新しい生体認証 IC キャッシュカードには当該振込情報は引継がれません。

12. (オンラインデビット機能)

ICチップを利用したオンラインデビットサービスがご利用できます。

13. (障害時の取扱い)

生体認証情報の照合等を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、手指静脈の登録情報を取得できないと当行が判断した場合、その他当行がやむを得ないと認める相当の事由がある場合は、生体認証 IC キャッシュカードを利用した生体認証対象口座の払戻し等または解約の受付を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

1 4. (個人情報等)

本人および代理人は、当行が生体認証 IC キャッシュカードによるサービスを提供するにあたり本人確認を行うため、下記のことについて同意するものとします。

- ①当行が、下記の場合に本人または代理人の生体認証情報を、認証用カードに登録し、これを利用し、またはその情報を廃棄すること。
 - A. 認証用カードの IC チップ内に手指静脈情報を登録するとき
 - B. IC チップ内に登録された手指静脈情報の変更・削除をするとき
 - C. 生体認証 IC キャッシュカードの利用を取りやめるとき
- ②本人および代理人が行う当行が定めた取引において、手指静脈情報が登録された生体認証 IC キャッシュカードを使用して、当行所定の機器による本人確認がなされる場合、当行が本人または代理人の生体認証情報を生体認証 IC キャッシュカードにより確認してこれを利用すること。

1 5. (特約の解約)

この特約を解約し、生体認証 IC キャッシュカード以外のカードに変更する場合には、生体認証 IC キャッシュカードおよび当行所定の届出を当行所定の窓口に提出するものとします。当行所定の解約手続が完了したときをもって、この特約は終了するものとします。

1 6. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上